

日助発 91-2 号
2021年8月30日

自由民主党
看護問題小委員会御中

公益社団法人日本助産師会
会長 島田真理恵

追 加 要 望 書

新型コロナウイルスの感染急拡大により、妊産婦の感染患者も急増し、各地で様々な問題が発生しております。その結果、妊産婦やその家族の不安は増大するばかりです。1日も早く陽性妊婦への適切な対応システムが構築されるよう、以下の事項の対応を要望いたします。

要 望 事 項

1. コロナ陽性妊婦に対する専用相談窓口を設置されたい。
2. 自宅療養中の妊産婦への健康観察について、助産師を活用されたい。
3. 都道府県の周産期医療協議会構成員に看護職の参画を必須とされたい。
4. 寄り添い型支援を推進されたい。

要 望 理 由

1. コロナ陽性妊産婦に対する専用相談窓口を設置されたい。

現在、コロナ陽性あるいは発熱している妊産婦の健康診査や分娩の取り扱いについては、出産を取り扱う施設であっても対応しない方針を持つ施設もあることから、妊産婦の間で不安が増大しており、感染を隠して健康診査を受診した、あるいは、分娩のための入院をした事例も各地から報告されている。

コロナ陽性妊婦の不安を低減し、適切な医療にアクセスできるようにするために、コロナ妊婦がいつでも相談できる専用相談窓口を整備していただきたい。

県行政から委託を受けてコロナ妊婦の相談窓口を都道府県助産師会が開設するなどの対策を行い、コロナ妊婦が困ったときに、どこに相談すればよいか明確にしていいただきたい。かかりつけ医が責任をもつといっても、さまざまな状況があるため、明確な相談窓口が必要であり、早急な対応をお願いしたい。

2. 自宅療養中の妊産婦への健康観察について、助産師を活用されたい。

8月23日付で、周産期医療の着実な整備について、医政局長通知が発出され、周産期医療協議会等を開催し自宅療養中の妊産婦への産科的対応の検討等について早急な体制整備を求められているところではあるが、自宅療養中の妊産婦の健康観察は、コロナ感染症の病状把握とともに母体と胎児の妊娠経過観察が必要であり、専門的な知識が求められる。そこで、地域の助産師や医療機関の助産師が、保健所や周産期ネットワーク等と連携して、健康観察するシステム構築を進めていただきたい。

例えば、コロナ感染妊婦の自宅療養者への健康観察について、かかりつけ医から、特別指示書を出してもらい、地域からでも医療機関からでも助産師が自宅療養者へ訪問できるようにすることを特例的に認めていただきたい。また、訪問のための防護服や胎児心拍モニター、酸素分圧測定モニター等に係る財政支援をお願いしたい。

3. 都道府県の周産期医療協議会構成員に看護職の参画を必須とされたい。

47都道府県のうち、その地域の助産師会に所属する助産師が、周産期医療協議会の構成員となっているのは、28都道府県である。その他の自治体において、看護管理者等参画状況の把握はできていないが、助産師をはじめとする看護職が、周産期医療協議会の構成員として参画できない状況で、コロナ陽性妊産婦への適切な対応を行うことは困難である。周産期医療協議会へ関係機関の看護職の参画を必須としていただきたい。

4. 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援を推進されたい。

現在、都道府県助産師会で寄り添い型支援事業の委託を受けているのは、25都道府県であるが、その利用は少ない状況であることが各都道府県から報告されており、その周知が十分なされていないことが危惧される。感染妊婦に寄り添い型支援の存在が周知される対応をお願いしたい。

以上